

2026 年 10 月 9 日 全 6 頁

生物多様性条約第 17 回締約国会議の注目点

初回グローバルレビューで問われる、目標達成への道筋

金融調査部 主席研究員 太田 珠美

[要約]

- 2026 年 10 月 19 日～30 日、アルメニアのエレバンで生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）が開催される。COP17 では、COP15 で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組について、世界全体の進捗を点検する初回のグローバルレビューが行われる。
- 条約締約国が提出した国別報告書や国家戦略、その他団体等からの情報を基に作成されたグローバルレポートによれば、各国・地域における取組みは進んでいるものの、全体として 2030 年の目標達成の軌道には乗っていない状況にある。COP17 では、こうした評価も踏まえて、目標達成に向けた取組みをいかに加速するかが問われる。
- 昆明・モントリオール生物多様性枠組が掲げる 2050 年ビジョンや 2030 年ミッションの実現には、様々な主体の取組みが不可欠である。企業や金融機関にとって特に関係が深いのは、ターゲット 15 の「生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること」であろう。この点、COP17 が開催されるタイミングに合わせ、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は自然関連開示に関する「IFRS 実務記述書」のドラフトを公表する予定である。開示・報告に関して今後の進展が期待される。

1. 生物多様性条約第 17 回締約国会議がアルメニアで開催

(1) 注目点は昆明・モンテリオール生物多様性枠組のグローバルレビュー

2026 年 10 月 19 日～30 日、生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）、カルタヘナ議定書第 12 回締約国会合（CP-MOP12）¹及び名古屋議定書第 6 回締約国会合（NP-MOP 6）²がアルメニア・エレバンで開催される。一連の会合の最大の注目点は COP15 で採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組（GBF）の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューの実施である。

GBF は「自然と共生する世界の実現」という 2050 年ビジョンを掲げ、具体的なゴールとして「生物多様性の保全」「生物多様性の持続可能な利用」「遺伝資源へのアクセスと利益配分」「実施手段の確保」の 4 つを示している。また、2030 年までに自然を回復の軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることをミッションと位置付け、23 のターゲットを設けている（図表 1）。

図表 1 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の全体像



（出所）環境省「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 ―ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標―」（2023 年 3 月）p. 5

(2) グローバルレビューを実施する背景

GBF は、愛知目標の後継として採択された。愛知目標は 2010 年の COP10 で採択された目標で、2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることを掲げた。

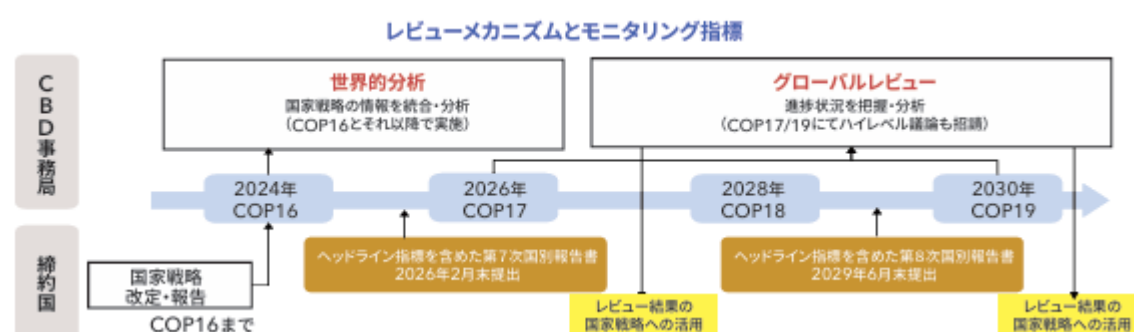
¹ 正式名称は「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」であり、遺伝子組換え生物等による生物多様性の保全などへの悪影響を防止することなどを目的に策定されたものである。

² 正式名称は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」であり、遺伝資源の取得の機会と、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する枠組みを定めたものである。

愛知目標では 20 の目標が設けられ、2020 年の段階で一定の進捗は確認された³。しかし、完全には達成された目標はなかったことから、後継として GBF が設定された。

愛知目標が完全には達成されなかった理由の一つとして、目標の達成状況を評価する仕組みが不十分だったことが指摘されている。そのため GBF では進捗をモニタリング・評価するレビューメカニズムが導入されている（図表 2）。今回の COP17 に向け、締約国は 2026 年 2 月末までに条約の実施状況を「国別報告書」にまとめ、生物多様性条約事務局に提出することが求められていた。この「国別報告書」を基に、COP17 では進捗状況を世界規模で評価するグローバルレビューが初めて実施されることになる。

図表 2 昆明・モンテリオール生物多様性枠組のレビューメカニズム



（出所）環境省「昆明・モンテリオール生物多様性枠組 ―ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標―」（2023 年 3 月）p. 21

（3）国別報告書等を評価したグローバルレポート

2026 年 6 月、生物多様性条約事務局は、締約国の「国別報告書」や「生物多様性国家戦略及び行動計画」、各国政府以外の主体からの様々な情報も活用し、“The Global Report on Collective Progress in the Implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework”（以下、グローバルレポート）のドラフトを公表した⁴。当該レポートは、グローバルレビュー実施の際の基礎情報となるものである。

グローバルレポートでは、GBF の採択を契機に、各国・地域における具体的な取組みが進んでいるが、現状の進捗ペースでは 2030 年までの達成は困難であり、取組みを加速させる必要があるという評価が記された。当該レポートで打ち出された、①政治的意志とコミットメントの強化、②行動と実施の加速、③実施手段の確保、④政府横断的な取組み、⑤社会全体での取組み、⑥意思決定を支えるデータと知見（大和総研仮訳）、の 6 点の主要メッセージは、グロー

³ 達成状況等については環境省ウェブサイト「[地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）日本語版の作成について](#)」（2021 年 4 月 8 日）を参照。

⁴ グローバルレポートはピアレビューを経た後、7 月に改訂版が公表されている。Second Draft ではタイトルが“State of Biodiversity Action: Global Report on Collective Progress in the Implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework Second Draft”となっている。詳細は[生物多様性条約ウェブサイト](#)を参照。

バルレビューにおいても何らか反映されるものと推測される。

2. 企業や金融機関への期待

ここからは COP17 での議論と、企業や金融機関の関係について整理していきたい。GBF が掲げる 2050 年ビジョンや 2030 年ミッションの実現には、様々な主体の取組みが不可欠である。GBF と企業活動の接点は、例えば侵略的外来種対策、農林漁業における持続可能な管理、生物多様性に配慮した都市計画、バイオセーフティ（遺伝子組換え生物の利用にあたり人体への影響を防ぐとともに環境保全を確保すること）など多岐にわたる。

企業や金融機関と特に関係が深いのは、GBF のターゲット 15 の「生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること」であろう（図表 3）。GBF ではそれぞれのターゲットに進捗を測るための指標も設定されている。①ヘッドライン指標（GBF 達成に向けた進捗を測るために全ての締約国が共通して生物多様性国家戦略や国別報告書に使用する指標）、②バイナリー指標（実施状況を把握するための指標で、締約国は国別報告書においていくつかの選択肢から自国の対応状況を選んで回答する）、③コンポーネント（要素）指標（ヘッドライン指標と併せて用いることができる任意指標）、④コンプリメンタリー（補完）指標（ターゲットに関するテーマ別又は詳細な分析のために使うことができる任意指標）の 4 種類から構成されている（大和総研仮訳）。ターゲット 15 では、生物多様性に関連するリスク、依存及び影響を開示している企業数がヘッドライン指標として設定されている（図表 4）。

図表 3 ターゲット 15 の内容

ターゲット 15

生物多様性への負の影響を徐々に低減し、正の影響を増やし、事業者（ビジネス）及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産パターンを確保するための行動を推進するために、事業者（ビジネス）に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する
- (b) 持続可能な消費パターンを推進するために消費者に必要な情報を提供する
- (c) 該当する場合は、アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告する

（原出所）生物多様性条約事務局 “DECISION ADOPTED BY THE CONFERENCE OF THE PARTIES TO THE CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY”（2022 年 12 月 19 日）

（出所）環境省「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（仮訳）」（2023 年 3 月 1 日時点）

図表 4 ターゲット 15 の指標

ヘッドライン指標	生物多様性に関連するリスク、依存及び影響を開示している企業数
バイナリー指標	企業及び金融機関による生物多様性への負の影響の削減、正の影響の拡大、関連リスクの低減等を促進する法制度や政策措置を有する国の数
コンポーネント指標	サステナビリティ報告書を公表している企業数
コンプリメンタリー指標	TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言の採用を開始する意向を表明した国内組織数

（出所）生物多様性条約事務局[ウェブサイト](#)（2026 年 9 月 28 日アクセス）より大和総研作成

前述のグローバルレポートでは、各国の国別報告書から、ターゲット 15 の進捗状況についても評価している。それによれば、企業による情報開示は増加しているものの、政策の実施や国別目標への反映は限定的であり、多くの国別目標はターゲット 15 と十分に整合していないと総括している（図表 5）。バイナリー指標からは、多くの国においてターゲット 15 を達成するための措置は策定段階にある（実施に至っていない）ことも確認されたという。

図表 5 国別目標におけるターゲット 15 の反映状況

ターゲット 15 の要素	国別目標で一定程度反映している締約国の割合
企業が生物多様性に関するリスクを監視・評価し、透明性をもって開示することを促進・支援するための法的、行政的又は政策的措置を講じる	47%
企業が生物多様性への依存度を監視・評価し、透明性をもって開示することを促進・支援するための法的、行政的又は政策的措置を講じる	38%
企業が生物多様性への影響を監視・評価し、透明性をもって開示することを促進・支援するための法的、行政的又は政策的措置を講じる	57%
持続可能な消費行動を促進するため、企業が消費者に必要な情報を提供することを促進・支援するための法的、行政的又は政策的措置を講じる	37%
企業がアクセスと利益配分（ABS）に関する規制・措置の遵守状況を報告することを促進・支援するための法的、行政的又は政策的措置を講じる（該当する場合）	19%

（注）グローバルレポートの作成段階で国別報告書を提出した 129 か国・地域の評価である。

（出所）生物多様性条約事務局“State of Biodiversity Action: Global Report on Collective Progress in the Implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework Second Draft”（2026 年 7 月）p. 201 より大和総研作成

生物多様性を含む自然に関する企業の情報開示に関しては、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が開示基準の策定などについて提言を行っている⁵。この知見を踏まえ、国際的なサステナビリティ開示基準の策定を行っている国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は企業の自然関連のリスクと機会に関する開示ガイダンスを新たに策定する方針を打ち出している。当該ガイダンスは IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び S2 号「気候関連開示」を補完する“Practice Statement”（実務記述書）として作成される予定である。この実務記述書のドラフトは COP17 に合わせて公表される見込みであり、今後この実務記述書をベースに、企業の情報開示が広がることが期待される。

3. おわりに

これまで述べた通り、COP17 では GBF の進捗状況を把握・分析するグローバルレビューが初めて行われることから、その内容が注目される。加えて、本稿執筆時点で確認できる COP17 の暫定アジェンダからは、グローバルレビューの他にも「資源動員と金融メカニズム」「生物多様性保全における先住民・地域社会の伝統的知識、権利及び参画」「遺伝資源に関するデジタル配列情報」「国際機関及び他の条約の下で設置された機関との連携」「生物多様性の主流化と地方自治体との連携」「ジェンダー行動計画」（大和総研仮訳）など様々な議論が予定されていることが確認できる。

会期中にはビジネスフォーラムやジェンダーフォーラム、ファイナンスデイなどが並行して実施される。こうしたイベントには様々な関連団体（TNFD や IPBES⁶、ISSB など）の登壇も予定されており、それぞれの立場からどのような発信がなされるのかにも、注目したい。

⁵ TNFD が提言した開示基準等に関しては藤野大輝「[TNFD の基準が確定、内容を概説](#)」大和総研レポート（2023 年 10 月 25 日）、太田珠美・藤野大輝「[TNFD 提言に基づく情報開示の現状と課題](#)」大和総研レポート（2025 年 4 月 1 日）を参照。

⁶ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）は、生物多様性の保全と持続可能な利用、長期的な人間のウェルビーイング（幸福・福利）、持続可能な開発の実現に向け、生物多様性や生態系サービスに関する科学と政策の接点を強化するために設立された政府間機関である。
